

藤沢市図書館ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市図書館ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告で、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (4) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 求人広告に類するもの
- (8) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- (10) 学校教育での教材資料に掲出するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めるもの

(広告の掲載順序等)

第3条 広告の掲載の順位は、次の各号の順序によるものとする。この場合において、同順位に複数のあるものは、広告掲載期間が長い広告のものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの
- (3) 私企業のうち、公共性の高いもの
- (4) その他のもの

2 前項の規定による順位により広告を掲載した場合に空きが生じたときは、順次掲載位置を繰り上げるものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1ヶ月を単位とし、連続する掲載期間は最大12ヶ月とする。

2 広告掲載期間内に、図書館の都合でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じ、別表1に定めるところにより掲載期間を延長する。

(広告の掲載位置等)

第5条 広告を掲載する位置は、図書館が指定した位置とする。

2 ホームページにおける広告掲載枠数は、4枠とする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル
- (2) 横120ピクセル
- (3) 5KB以内
- (4) GIF形式(アニメーション可)

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料については、月額10,000円とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集については、ホームページ等により行うものとする。

2 年度途中に掲載広告に空きが生じた場合は、募集を随時行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は藤沢市図書館ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に別表2に定める書類を添付して藤沢市教育委員会教育長に提出しなければならない。

2 藤沢市教育委員会教育長は、申込みがあったときは、その諾否を決定し、藤沢市図書館ホームページ広告掲載承諾等通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告を掲載することを承諾された者(以下「広告主」という。)は毎月広告掲載日の15日前まで(4月分については4月2日から同月15日まで)に広告掲載料を支払わなければならない。

2 前項に掲げる広告掲載日は、月の初日とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、図書館が指定する方法により広告主の負担で作成し、図書館が指定する期日までにフロッピーディスク又はCD-Rにより提出するものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第13条 教育長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 教育長が広告主又は広告内容が不適當であると認めた場合

(広告既掲載料の返還)

第14条 広告掲載料は返還しない。ただし、図書館の都合により広告掲載ができなくなったときは、返還することができる。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

閉鎖した時間	延長する日数
1時間以上24時間以内	1日
24時間を超えた時	閉鎖した日数+1日

別表2 (第9条関係)

藤沢市図書館ホームページ広告掲載申込書添付書類
1 会社案内パンフレット(事業内容、社歴等がわかるもの) 2 資格、免許等を必要とする業種については、資格又は免許証の写し、諸証明書の写し等の書類